

議案第6号

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに応じた施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、生活環境部を廃止し、新たに都市魅力部及び危機管理部を設置するとともに、事務の移管のほか、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市事務分掌条例(平成 14 年羽曳野市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 危機管理部

第 1 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 都市魅力部

第 7 条を削る。

第 6 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 15 号を次のように改める。

(15) 電子計算組織に関すること。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(16) 情報化政策に関すること。

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号を第 8 号とし、第 11 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 行政改革に関すること。

第 2 条第 12 号及び第 13 号を削り、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(危機管理部の事務)

第 2 条 危機管理部においては、次に掲げる事務を所管する。

(1) 危機管理に関すること。

(2) 防災に関すること。

第 12 条を第 13 条とし、第 9 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条を第 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(都市魅力部の事務)

第 8 条 都市魅力部においては、次に掲げる事務を所管する。

- (1) まちの魅力の創造及び向上に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 地域経済及び商工に関すること。
- (4) 労働に関すること。
- (5) 消費生活に関すること。
- (6) 環境保全に関すること。
- (7) 公害、生活環境及びまちの美化に関すること。
- (8) 農林に関すること。
- (9) 緑化に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「生活環境部」を「都市魅力部」に改める。

第 9 条第 1 項中「生活環境部(災害対策本部を含む。)」を「都市魅力部」に改める。

羽曳野市事務分掌条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) <u>危機管理部</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>都市魅力部</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(<u>危機管理部の事務</u>)</p> <p>第2条 <u>危機管理部においては、次に掲げる事務を所管する。</u></p> <p>(1) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>防災に関すること。</u></p> <p>(市長公室の事務)</p> <p>第3条 市長公室においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>行政改革に関すること。</u></p> <p>(総務部の事務)</p> <p>第4条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>電子計算組織に関すること。</u></p> <p>(16) <u>情報化政策に関すること。</u></p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>(市民人権部の事務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>生活環境部</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(市長公室の事務)</p> <p>第2条 市長公室においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>電子計算組織に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報化政策に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>防災及び消防団に関すること。</u></p> <p>(総務部の事務)</p> <p>第3条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>行財政改革の推進に関すること。</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(市民人権部の事務)</p>

<p><u>第7条</u> 市民人権部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3)</u> 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p>(都市魅力部の事務)</p> <p><u>第8条</u> 都市魅力部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p><u>(1)</u> まちの魅力の創造及び向上に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(2)</u> 地域の活性化に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(3)</u> 地域経済及び商工に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(4)</u> 労働に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(5)</u> 消費生活に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(6)</u> 環境保全に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(7)</u> 公害、生活環境及びまちの美化に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(8)</u> 農林に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(9)</u> 緑化に関する<u>こと。</u></p> <p>(土木部の事務)</p> <p><u>第9条</u> 土木部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>以下省略</p>	<p><u>第6条</u> 市民人権部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3)</u> 文化及び芸術の振興に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p>(生活環境部の事務)</p> <p><u>第7条</u> 生活環境部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p><u>(1)</u> 産業の振興に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(2)</u> 消費生活に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(3)</u> 労働行政に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(4)</u> 公害対策その他の生活環境の保全及び衛生に関する<u>こと。</u></p> <p>(土木部の事務)</p> <p><u>第8条</u> 土木部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5)</u> 緑化に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>第9条</u> 省略</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>以下省略</p>
---	--

職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第4条 感染症等防疫作業手当は、<u>都市魅力部</u>に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(死獣処理手当)</p> <p>第6条 死獣処理手当は、<u>都市魅力部</u>又は<u>土木部</u>に勤務する職員が、死獣の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(有毒、有害物取扱作業手当)</p> <p>第7条 有毒及び有害物取扱作業手当は、<u>都市魅力部</u>に勤務する職員が、野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病虫害の防除のため、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>(土木、建築等工事現場作業手当)</p> <p>第9条 土木、建築等工事現場作業手当は、<u>都市魅力部</u>、<u>土木部</u>、<u>下水道部</u>、<u>都市開発部</u>、<u>総務部管財用地課</u>又は<u>教育委員会</u>に勤務する職員が、土木若しくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む。)において、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第4条 感染症等防疫作業手当は、<u>生活環境部</u>に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(死獣処理手当)</p> <p>第6条 死獣処理手当は、<u>生活環境部</u>又は<u>土木部</u>に勤務する職員が、死獣の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(有毒、有害物取扱作業手当)</p> <p>第7条 有毒及び有害物取扱作業手当は、<u>生活環境部</u>に勤務する職員が、野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病虫害の防除のため、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>(土木、建築等工事現場作業手当)</p> <p>第9条 土木、建築等工事現場作業手当は、<u>生活環境部(災害対策本部を含む。)</u>、<u>土木部</u>、<u>下水道部</u>、<u>都市開発部</u>、<u>総務部管財用地課</u>又は<u>教育委員会</u>に勤務する職員が、土木若しくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む。)において、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>